別表第二東京国際大学付属日本語学校・準備教育課程A学科、同・準備教育課程B学科の項中「東京国際大学付属日本語学校・準備教育課程A学科、同・準備教育課程B学科」を「東京国際大学付属日本語学校・準備教育課程4月コース、同・準備教育課程10月コース」に改める。

別表第四飛鳥学院阿寒校の項の次に次のように加える。

北海道エコ・コミュニケーション専門学校	北海道

別表第四国際語言学院名古屋本校の項の次に次のように加える。

KLS名古屋日本語学院	愛知県

別表第四創志日本語学院大阪校の項の次に次のように加える。

セイコー学院外語センター	兵庫県
神戸YMCA日本語学校	兵庫県
姫路YMCA日本語学校	兵庫県

別表第四福岡言語学院の項の次に次のように加える。

みずほ外語学院	福岡県

財務省
経済産業省

○農林水産省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年二月十九日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：浜田出張所 郵便番号：697―0027 所在地：島根県浜田市殿町124―2 電話番号：0855―23―3033	営業所又は事務所の名称：浜田出張所 郵便番号：697―0015 所在地：島根県浜田市竹迫町2886 電話番号：0855―23―3033

(2)　変更年月日
平成25年3月4日

(3)　変更の理由
移転のため

○国税庁告示第三号

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）附則第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月十九日

国税庁長官　古谷　一之

別表特定非営利活動法人岡山きのこ・あったか会の項中「黒田　重利」を「黒田　重利　佐々木　健　金光　義弘　阿多　敏江」に改め、同表特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所の項中「東京都中野区中央四丁目五四番一一号」を「東京都中野区中野四丁目七番三号」に改め、同表特定非営利活動法人国際ボランティアセンター山形の項中「特定非営利活動法人国際ボランティアセンター山形」を「認定NPO法人IVY」に改め、同表特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構の項中「今井　敬」を「奥田　碩」に改め、同表特定非営利活動法人地域産業おこしの会の項中「関　幸子」を「会田　和子」に改め、同表特定非営利活動法人とちぎボランティアネットワークの項中「栗山　宏」を「二見　令子」に改め、同表特定非営利活動法人日本エヌピーオーセンターの項中「山岡　義典」を「早瀬　昇」に改める。

○文部科学省告示第十六号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十五条第二項の規定により、次に掲げる者を同項の登録資格講習機関として登録したので、同法第四十五条の二第二号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第百十条の規定に基づき公示する。

平成二十五年二月十九日

文部科学大臣　下村　博文

氏名又は名称	住所	資格講習業務の内容	資格講習業務を行う事業所の所在地	登録した年月日
一般財団法人放射線利用振興協会	茨城県那珂郡東海村白方字白根二番地四	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第四項の第三種放射線取扱主任者講習の実施に関する業務	茨城県那珂郡東海村白方字白根二番地四	平成二十五年二月五日

○農林水産省告示第四百九十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の六第一項の規定に基づき、有限会社オーストラリアン　サーティファイド　オーガニックが認定に関する業務を行う事業所について、平成二十五年一月二十四日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年二月十九日

農林水産大臣　林　芳正

変更前の事業所の所在地
オーストラリア　クイーンズランド州　チャーム　オーストラリア　クイーンズランド州　ナンダーサイド　ギンピイロード七百六十六　一階　イートンストリート十八

変更後の事業所の所在地
農林水産大臣　林　芳正

○農林水産省告示第四百九十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の六第一項の規定に基づき、ワンサート株式会社が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十五年二月一日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年二月十九日

農林水産大臣　林　芳正

変更前の事業所の所在地
アメリカ合衆国ネブラスカ州リンカン市ノース三十三番ストリート四百二十七

変更後の事業所の所在地
アメリカ合衆国ネブラスカ州リンカン市Cストリート二千二百十九